

2015年 4月

KEMS審査登録事業者各位

こうべ環境フォーラム
コーディネーター池田敏宏

KEMS規格一部改訂並びに制度一部改正について

[経緯及び改訂理由]

こうべ環境フォーラムは、国際的な環境マネジメントシステムISO14001よりシンプルで取り組みやすいシステムとして、2004年1月に神戸環境マネジメントシステム（KEMS）を制定しました。2015年3月末現在720の組織が審査登録されています。

現在、経済社会システムを地球生態系と共生して、持続可能な社会へと変革していくことが国際的な課題になっています。そのためには温室効果ガスを大幅に削減する「低炭素社会」、資源の消費や廃棄物を削減し、再使用し、再資源化する等資源循環による「循環型社会」、自然の恵みの享受を継承する「自然共生社会」の3つを統合した「持続可能な社会」の実現が求められています。

これらの状況を踏まえて、2011年にISO14001の第3版改定の検討が開始され、2014年6月にDIS（国際規格原案）が発行されました。DISの序文を引用しますと下記のように記述されています。

「将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現代の世代のニーズを満たすために、地球規模のシステムの中で環境的、社会的及び経済的なサブシステム間のバランスを達成することが不可欠であると考えられている。この持続可能性の“三本柱”の概念は、持続可能な発展の目標である。法律の厳格化、汚染による環境への負荷の増大、資源の非効率的な利用、廃棄物の管理、気候変動並びに生態系及び生物多様性の劣化という状況の中で、持続可能な発展、透明性及び説明責任に対する社会の期待は進展している。」

KEMSでは、この「持続可能な発展への貢献」を強化する取組みを推進するため、2015年秋頃に発行が予定されている「IS（国際規格）」を踏まえて、シンプルで取り組みやすいKEMSの特長を生かした取組みを実施することとし、このたび「KEMS規格改訂版（第4版）」を発行することにしました。

[改訂の概要]

1. 取組み課題の拡大

「環境宣言」の約束事項に、従来の「汚染の予防」に、「環境保護」を加える。

2. 環境パフォーマンスの重視

KEMSでは、スタート当初から「環境パフォーマンス」を重視した取組みを推奨してきたが、この改訂において「中長期目標（原則3年）」の設定を導入し、時間的にも余裕を持って効果の大きい取組みを推進する。

なお、本規格改訂に伴い、審査登録期限を従来の「1年」から「3年」更新制へ、制度改正を行う。上記2点の改訂は「持続可能な発展への貢献」はもとより、KEMS取組み事業者各位の「環境経営」や「社会（地域）貢献」に成果が期待できるものと考えます。

I. KEMS規格の改訂

1. 改訂の内容

1.1 取組み課題の拡大

「環境宣言」の約束事項に、従来の「汚染の予防」に、「環境保護」を加える。

(1) KEMS規格

- ① 環境宣言：<KEMS規格（4版）=P6：1.3.2②項及びP9：2.3.2②項参照。>
「継続的な環境改善活動と、汚染の予防及び環境保護を約束する。
環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含むことができる。」
- ② 環境改善目標及び改善計画：<KEMS規格（4版）=P7：1.3.3(3)③及びP10：2.3.3(3)③項参照。>
「汚染の予防及び環境保護に関する約束。
環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含むことができる。」

[参考]：従来のKEMS取組みは「汚染の予防」をベースとしてきたが、改訂規格（4版）によって「環境保護」（持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護など）を含むことができることにした。
なお「環境保護」の項目には、持続可能な資源の利用（例：省資源化、廃棄物排出量の削減等）、気候変動の緩和及び気候変動への適応（例：省エネルギー、CO2削減等）は従来から取組んできたものもある。

(2) サンプル・マニュアル

環境宣言：<S1=P3：1項及びS2=P4：1項参照。>

「当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。」

[参考]：「環境保護」の項目中で、取組みに含まれないものは、環境宣言に記載しない。

例：「生物多様性及び生態系の保護」は取組みに含まない場合

- ・当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応などを含みます。

1.2 中長期目標の設定

「中長期目標（原則3年）」の設定を導入し、時間的にも余裕をもって効果の大きい取組みを推進する。

(1) KEMS規格

- ① 定義：＜KEMS規格（4版）＝P5：1.2⑦項参照。＞

「環境改善目標（中長期目標及び単年度目標）

環境宣言を実現するために自らが定めて進める全体的な環境改善活動の到達点をいう。

また、環境改善目標は3年程度を目途とした中長期目標を設定し、この中長期目標を達成するために単年度の目標を定めて実行する。これら環境改善目標は可能な限り数値化する。」

- ② 環境改善目標及び改善計画：＜KEMS規格（4版）＝P7：1.3.3(3)及びP10：2.3.3(3)項参照。＞

「組織全体あるいは各階層で中長期の環境改善目標並びに、単年度の改善目標及び改善計画を決定して文書化する。

これら目標決定に際しては環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にするとともに次の点を考慮する(1.3.3(3))。そしてその結果を記録する(2.3.3(3))。』

(2) サンプル・マニュアル

＜付表－1及び付表－2＞参照：

[参考]：

- ① 「中長期環境改善目標」は、原則として「審査有効期限（3年＝下記Ⅱ項参照）に合わせて期間設定する。（＜付表－1＞参照。）

従って、改訂規格（4版）の適用を1年間延長する場合は、「2年間」から開始することが望ましい。

なお「単年度環境改善目標」は、従来（規格3版対応・サンプルマニュアル）同様の取組み（審査）を行う。（＜付表－2＞参照。）

2. 改訂規格の適用

KEMS改訂規格（4版）は、原則として2016年4月1日の審査より適用する。

ただし、移行への猶予期間として「2017年3月31日」までは現行規格（3版）での取組み（審査）も可能とする。

II. KEMS制度の改正

審査登録有効期限を従来の「1年」から「3年」更新制へ制度改正を行う。
本制度改正は、2016年4月1日以降の審査（初回・確認）から適用する。

[参考]：「従来の審査制度」と「改正後の審査制度」の審査名称と内容を下記に示す。

1. 従来の審査制度の名称と内容

- ① 初年度：「初回登録審査」
審査内容：従来の「初回審査」
- ② 1年経過：審査内容：従来の「確認審査」

2年経過以降も、上記②「確認審査」を継続する。

2. 改正後の審査制度の名称と内容

(1) 初回審査の場合

- ① 初年度：「初回登録審査」
審査内容：従来の「初回審査」＋規格追加要求事項確認
- ② 1年経過：「確認審査」
審査内容：従来の確認審査の核となる要素＋パフォーマンス確認
- ③ 2年経過：「確認審査」
審査内容：従来の確認審査の核となる要素＋パフォーマンス確認
- ④ 3年経過：「更新審査」
審査内容：従来の「確認審査」＋パフォーマンス確認

(2) 継続のための審査（「従来の確認審査」）の場合

- ① 2015年度は（2016年3月31日まで）下記の通りとする。
「従来の確認審査」＋「改訂規格（4版）と改正制度（審査有効期限3年＝上記2(1)の②③④項）の説明」
- ② 改訂規格（4版）による、1年経過、2年経過、3年経過は、「上記2(1)の②③④項」と同じ名称・内容とする。

以上